

## 大津地方裁判所委員会議事概要

### 1 日時

令和元年9月17日(火) 午後2時から午後4時30分まで

### 2 場所

大津地方裁判所大会議室(本館1階)

### 3 出席者

(地方裁判所委員会委員) 五十音順・敬称略

大西直樹, 川添智史, 齊藤一馬, 瀧華聡之, 田村公江, 辻ひとみ, 羽座岡広宣, 松田規久子, 山村能寛

(事務担当者)

西岡繁靖, 田宮秀樹, 村上修治, 西川浩二, 小西圭, 山西弘記, 大林正典

### 4 議事

#### (1) 委員の紹介

事務担当者から, 前回委員会後に任命された大津地方裁判所委員会委員の紹介があった。

#### (2) 委員長の選任

委員の互選により, 大津地方裁判所委員会委員長に瀧華聡之委員を選出した。

#### (3) 委員長代理の指名

委員長において, 大西直樹委員を委員長代理に指名した。

#### (4) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から, 前回委員会で, 前回のテーマである民事調停の利用促進について委員から出された意見を踏まえて, 裁判所が行った取組等について説明した。

ア 滋賀県消費生活センターに依頼し, 同センターのウェブページのお役立ちリンク集に, 裁判所のウェブページがリンク先として掲載された。

イ 10月21日(月)に滋賀県消費生活センターで開催される同センターと市町相談員との情報交換会において, 民事調停の利用促進に向けた説明を予定している。

ウ 裁判官・書記官・調停委員で行う調停運営についての打合せにおいて, 今後も民事調停制度の周知を図り, 利用しやすい調停運営の在り方を検討していく旨を認識共有した。

#### (5) 利用者アンケートの報告

事務担当者から, 庁舎内に備置きの来庁者へのアンケートについて, 次のとおり, 平成30年10月から平成31年3月分の内容などを報告した上, 利用者の声を基に改善に取り組んでいることを説明した。

ア 回答数は12通である。回答者の性別は男性4人, 女性2人, 未回答6人であり, 年齢は20代から60代までである。

- イ 回答者の来庁用件は、裁判・調停の申立て、裁判・調停への出席、裁判傍聴などである。
- ウ 行先の分かりやすさについて、分かりやすいとの回答が5件ある一方で、「1階ロビーに本館と別館の案内図を大きく掲示すべき。」等の分かりにくいとの回答が3件あった。守衛を中心に道順で迷っている方には積極的に声をかけ、案内するなどの対応をとっているところ、「守衛が分かりやすく丁寧に教えてくれた。」との回答もあった。
- エ 裁判所職員の対応については、「弁護士との対応に差を感じた。」という意見があった一方で、「素晴らしい対応であった。」、「優しく教えてくれ、挨拶も気持ちよかった。」という意見もあった。
- オ 施設等のハード面はもちろん、職員の対応、つまりソフト面の充実も図る必要があると感じられるものであった。
- (6) 意見交換（テーマ「専門的知見の活用について」）  
専門的知見を要する訴訟における専門家の活用の実情や専門家を確保するための試みなどについて、事務担当者からパワーポイントを用いて説明した後、意見交換を行った。  
発言要旨は、別紙のとおり。
- (7) 次回委員会の日程、テーマについて  
次回の委員会は、令和2年1月30日（木）午後2時から午後4時30分までとする。  
テーマは「裁判手続のIT化」とし、家庭裁判所委員会と合同開催とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【専門的知見の活用について】

- 専門訴訟というものはなかなか分かりにくいところもあったかと思う。先ほどのプレゼンテーションを踏まえ、御意見御感想をいただいて今後の工夫等に活かしたい。まず御質問を賜りたい。
- 専門委員の手引の3ページに、「専門委員制度とは、紛争解決に専門的な知識経験を必要とする場合に、その分野の専門的知識経験を十分に有する専門家（専門委員）に訴訟手続の様々な場面に関与してもらう制度」とあるが、専門委員に関与してもらうかどうかはどのようにして決まるのか。
- ▲ 専門訴訟が、こういうものだと決まっているものはない。専門的知識を使わなければ解決が難しい場面はままあり、ちょっとした点でも専門的知識が欲しいこともある。そのような中でも、本格的に専門家のサポートを受けながら理解を深めたいときに専門委員にお願いすることになる。この類型であれば専門委員をお願いするという決まりがあるわけではない。
- 熱中症を発症した後に脳梗塞になり、左半身まひという後遺症が残った事件で、熱中症を予防すべき注意義務違反に当たるのか、血が固まりやすいという原告の持病が原因となったのが争われた裁判があった。その判決では3割が被告の注意義務違反、7割が持病という結論であった。この裁判について、専門委員がどこかで介在していたのか。また、専門委員が介在しているかどうかは原告に知らされるのか。専門委員はオープンなものかどうか気がなった。
- ▲ 専門委員の関与は、当事者双方の関与のもとに行われ、当事者が知らない中で行われるということはない。専門委員が関与する場合には当事者双方がいるところで全てのプロセスは進むし、鑑定についても、当事者双方が鑑定書を見て説明を聞くという形になっている。専門委員がどういう場面で関与するのかという点であるが、個別の裁判での対応は分からないが、熱中症と脳梗塞の関連性について専門的な説明等をしてもらうということはあるかと思う。それでも分からなければ、鑑定ということになるかと思う。
- 専門家のサポートを受けたいという当事者からのリクエストには対応するのか。被告が病院や行政の場合などにおいて、中立的な立場の専門家を原告からリクエストすることはできるのか。
- ▲ 専門委員の関与の必要性を原告が主張するという事は、制度上予定されている。申し出があれば裁判官は、相手方の意見も聞いて、関与の必要性を検討する。ただ原告をサポートするというものではなく、裁判所の理解を助けてもらう制度であり、原告の主張を裏付けるという目的で専門家を活用することはない。

- 民事事件の当事者双方に対して、専門家を依頼したいと述べるチャンスがあることは、情報提供されているのか。
- ▲ 制度上、専門家に依頼することを希望することはできる。本人訴訟の場合等には、専門委員制度を紹介することはありうるかと思う。
- ◎ 大津地裁で専門委員は何人いるのか。またどういった資格の委員が何人いて、どの分野が不足しているのか。年間でどれくらい専門委員が関与する事件があるのかを具体的に教えてほしい。
- ▲ 現在専門委員は16名おり、医事関係の専門委員と建築関係の専門委員がそれぞれ約半数を占める。専門委員の関与実績については、平成30年4月から平成31年3月までの間に、7名の専門委員が20件の事件に関与した。
- 専門訴訟の定義としてどこまでを言うのかはともかく、医療・建築以外の専門委員は少なく、そうした分野の要望にどう応えていけるかが課題となっている。その点について御意見を伺いたい。
- 専門家というくくりの中には専門委員と鑑定人があり、鑑定は直接判決に影響を及ぼし、心理的な負担も大きいとのことであった。大津地裁で鑑定人が裁判に関与した実績はどれくらいあるのか。
- ▲ 実績で言うと、大津地裁では民事で鑑定を依頼した事件は、平成29年4月以降は1件もない。大体は、鑑定までは行かずに解決を見ているものが多い。平成29年4月以前も、例えば医療の大阪高裁ネットワークを利用して照会したのは、大津地裁では数件あるかどうかだと思う。建築に関しても、実施例はない。
- 建築関係では、専門委員の利用頻度は鑑定に比して高いと思われるが、鑑定まで行かずとも解決しているということになるのか。
- ▲ 専門委員の関与を得ると、ある程度方向が見えてきて、鑑定までは行かずとも話し合いで解決できる割合がかなり高まるという実感である。
- 専門家について、一級建築士や土地家屋調査士など国家資格があるものと、新規の専門知識が必要なIT分野や金融分野など、今までの類型に属さないものがあるかと思う。こういった分野について、専門家を見極めるための基準はあるのか。
- ▲ コンピュータのための国家資格等は把握していないが、大阪地裁には、コンピュータの専門委員もいると聞いたことがあるし、交通事故でもアジャスターが専門委員になっていることは聞いている。ただ、どういう基準を満たせば専門委員とするという明確な基準はない。その業界でどれだけ評価を得られているのかというところになるかと思う。
- 専門委員を探すには、御苦労があるということか。
- そのとおりである。医事関係でもネットワークの構築に時間がかかったと聞いており、新分野となると、どの人に依頼すれば良いかすら分からないことも多々ある。どのように開拓するのか、御提案があれば伺いたい。建築についても細かく分野があるように、コン

コンピュータについてもコンピュータの何に詳しいのか、人づてで情報を増やすしかないのか。良い方法があれば伺いたい。

- ▲ 日々、専門家の方々とネットワークを築けたら良いと思うが、裁判所の立場上あまり外と接触しにくいという面もある。
- 記事を書く際に専門家や識者に意見を聞くことがある。社内に聞くということだけでは駄目で、個別具体的な状況でその事案に即した先生を探すというのが一番正しい方法かと思う。報道機関ではいつも時間ぎりぎりまで、人を投入して、専門家を探しているような状況である。また、専門家が必ずしも正しいとは限らない。とにかく聞いて聞いて聞いていくことが、最終的に正しいところに繋がることだと思う。
- ある方に聞いてみて、次にある方に繋げて聞いてみてというのが、一番近道だとは思っている。ただ、具体的に民事訴訟を担当する立場では、手あたり次第というのは難しい面もある。一人でも専門委員がいる分野であればまずはその専門委員に聞く。大津地裁にいないくても大阪地裁に聞いてみて、該当する専門委員がいるということであれば、大阪地裁の専門委員にお願いするというところもあるかと思う。
- ▲ 貴重な御示唆を頂いた。識者を探すときの配慮や注意点、工夫をしてうまく行った点などがあれば教えていただきたい。また、専門委員からサポートを受けることについて、当事者はどういう受け止め方をするとお考えか。
- 記者は自分の担当分野があり、それぞれ個別のネットワークを有している。全く初めての人にいきなり電話をするということではなく、ネットワークの知り合いから、別の知り合いを紹介してもらう。最近はメディアへの見方も厳しいので、依頼をするときには紳士的にどういうことを聞きたいのか、丁寧に、乱暴な説明にならないようにしている。自分たちはこんな思いで、こんな記事を書きたいと思っているが、それに対してどう思うかということを知りたいということが、はっきりと分かってもらえるように、説明を尽くすように心掛けている。記事の独立性に留意しながら、識者にも納得した上で協力してもらうということが、一番大切であると実感している。
- 専門委員という制度を利用することについて、当事者からの見方や受け止め方についてはどのように思われるか。
- 基本的には、専門委員の意見を聞いてもらうことは当事者にとっては良いことだと考える。専門委員の意見がどの程度取り入れられているのか、どこまでが専門委員の意見でどこまでが裁判官の意見なのかが分かれば、なお良いと思う。
- ◎ 弁護士として鑑定を利用する事件に多く携わったが、専門委員を利用する事件はそんなになかった。裁判官が専門委員の意見を取り入れながら、しっかりと判断しているのが半信半疑であった。
- いろいろな意見があったとき、そこで専門家が言ったことで手続を進行しがちになるのではないかとの指摘かと思う。専門委員の場合、当事者双方が同席している場で説明を受けており、当事者双方にも伝わるようにしている。

- ▲ 専門委員について、その説明を裁判官がどう受け止めるのかという指摘であると思われる。当事者とも共通認識を持てるように進めており、裁判官がどう受け止めているかということも理解していただけているのではないかと思う。一方鑑定であれば、どう評価したのか、どう受け止めたのかは判決で示すことになる。また鑑定を経た上で和解の話をするということになれば、その中で、鑑定結果をどう受け止めたかと話をする機会もあるかと思う。
- 私も民事訴訟を担当していた際、専門委員をお願いしたことがあるが、専門委員の指摘が正しいと、和解で解決するということが非常に多かったという記憶がある。  
新分野を開拓していく方法について、御意見や御提案があれば賜りたい。
- 新分野は日進月歩である。先ほどの提案にあったように、人を介しての紹介しかないのではないか。私の会社で言えばあまり新分野の方に接する機会はないが、会社の基幹システムをアウトソーシングする際には、会社として信頼がおけるかどうかを調査することになる。こと個人の専門委員においては、どうしたら良いのかは難しい。
- まとまった団体やチームに専門委員を依頼するのはどうかという提案と受け取ってよろしいだろうか。鑑定なら、複数の鑑定人を選んで議論して一つの結論に持っていくということを、医療分野で限定して行っていることもあると聞いている。それも個々人の集まりで、会社に頼んでいるものではないが、今後は考えなければならないと思う。
- △ 検察庁も専門家探しには苦労している。警察のマンパワーも利用して、4、5人当たってひたすら聴取をして判断している。聴取の際には、専門家の派閥やプライドを害することがないように留意している。
- 複数の専門家に当たるというのは大事であると思うが、今の民事訴訟の仕組みの中ではなかなか難しい点もある。当事者主義というところがあるので、当事者・裁判所間で争点整理をした後に、「こういう人に聞く。」と決める方が整理をしやすくなるかと思う。
- 専門委員制度は、公平公正な裁判のためのツールであると思うし、そうあるべきだと思う。そこで出た意見をもとに、いかに皆が納得できるような判断を下すかが裁判官のスキルであると思う。
- ▲ 今おっしゃられたことを裁判官として肝に銘じなければならないと思う。一人の専門家の意見が正解で間違いないということではなく、出た意見に飛びつくということではいけないと思う。どうやって合理的に検証していくのかが重要である。まずは当事者からの批判を受けて、裁判官自身も疑問があれば検証し、そのようなプロセスを経て最終的に説明が可能かどうか、忘れずに努めていきたい。 以上